

町民幸福度アンケート調査を実施しました！（第2号）

幸福度の判断について

先月号で幸福度の平均値は6.85点とお知らせしました。今回は幸福度を判断していただく際にどのような内容を重視されたかについてお知らせします。

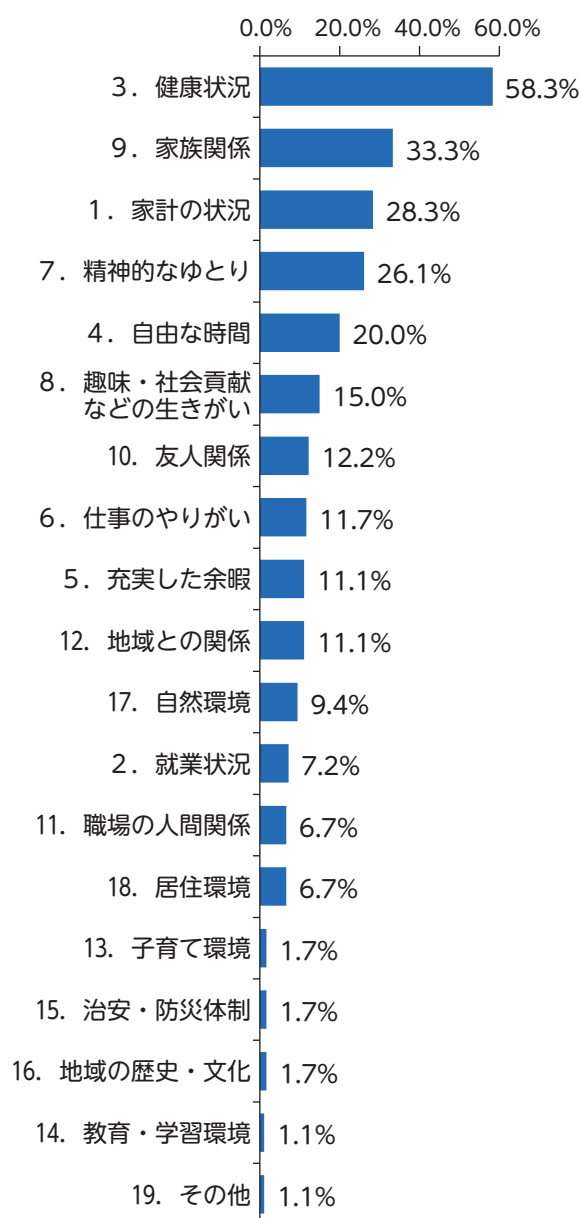
選択肢として前回（R2調査）と同じ19の項目から選択していただき、「3. 健康状況」の割合が58.3%と最も高く、次いで「9. 家族関係」が33.3%、「1. 家計の状況」が28.3%でした。

前回と比較すると上位5項目に変化はありませんでしたが、最も多く選択された「3. 健康状況」が約10ポイント上昇、次いで「12. 地域との関係」が約4ポイント上昇しました。

幸福度の判断について（最大3つまで選択可能）

	令和5年度		令和2年度	
	件数	割合	件数	割合
3. 健康状況	105	58.3%	245	47.1%
9. 家族関係	60	33.3%	170	32.7%
1. 家計の状況	51	28.3%	142	27.3%
7. 精神的なゆとり	47	26.1%	127	24.4%
4. 自由な時間	36	20.0%	126	24.2%
8. 趣味・社会貢献などの生きがい	27	15.0%	59	11.3%
10. 友人関係	22	12.2%	95	18.3%
6. 仕事のやりがい	21	11.7%	62	11.9%
5. 充実した余暇	20	11.1%	46	8.8%
12. 地域との関係	20	11.1%	36	6.9%
17. 自然環境	17	9.4%	60	11.5%
2. 就業状況	13	7.2%	28	5.4%
11. 職場の人間関係	12	6.7%	33	6.3%
18. 居住環境	12	6.7%	54	10.4%
13. 子育て環境	3	1.7%	11	2.1%
15. 治安・防災体制	3	1.7%	19	3.7%
16. 地域の歴史・文化	3	1.7%	4	0.8%
14. 教育・学習環境	2	1.1%	3	0.6%
19. その他	2	1.1%	14	2.7%
全 体	180	-	520	-

令和5年度幸福度の判断について



令和5年度その他：①他と比較しない、②今は夫婦二人だが、どちらかが一人になった場合の不安



国民年金の加入について

日本国内に住んでいる20歳以上60歳未満の方で、厚生年金保険に加入していない方はすべて国民年金の第1号または第3号被保険者となります。

また、国民年金第1号被保険者は毎月保険料を納める必要があります。

強制加入の被保険者の種別、手続き方法

強制加入の被保険者は「第1号被保険者」「第2号被保険者」「第3号被保険者」の3つに分けられ、それぞれ手続きの方法が異なります。

・第1号被保険者

日本に住む20歳以上60歳未満の方で、第2号被保険者や第3号被保険者に該当しない農業従事者や自営業者、学生などが該当します。

第1号被保険者の資格を取得したときは、本人が14日以内に市区町村長に届出が必要です。

・第2号被保険者

会社や役所等に勤めている方で、厚生年金保険に加入されているサラリーマンや公務員が該当します。勤め先の事業主が手続きを行うため本人の届出は不要です。

・第3号被保険者

第2号被保険者に扶養されている20歳以上60歳未満の日本に住んでいる配偶者（年収130万円未満）の方が該当します。

第2号被保険者の事業主が手続きを行うため本人による届出は不要です。

第1号被保険者の資格取得の手続き

第1号被保険者に該当する場合は役場窓口または年金事務所で手続きが必要になります。マイナポータルから電子申請することも可能です。

・役場で手続きされる場合は、役場に備え付けている「国民年金被保険者関係届書（申出書）」に記入し、提出します。個人番号もしくは基礎年金番号を記入するので、マイナンバーカードや年金手帳などの番号がわかるものが必要になります。

20歳になったときは、加入のお知らせが届くので手続きは不要ですが、20歳になって約2週間経ってもお知らせが届かない場合は届出が必要になります。

基礎年金番号通知書は加入のお知らせとは別に郵送で自宅に届きます。

退職等により国民年金に加入する場合は、退職日の翌日から国民年金第1号被保険者の資格を取得になります。該当日が来ましたら14日以内に手続きを行ってください。



電子申請の利用方法等については、日本年金機構ホームページで動画も公開しております。



ホームページ・動画はこちら
https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/denshi_kokunen.html

詳しく知りたいときや、わからないことがあったときは稚内年金事務所 お客様相談室（0162-74-1000）または日本年金機構ホームページをご覧ください。



マリンレジャー愛好家のみなさまへ

7月16日（火）～8月31日（土）は夏季安全推進活動期間です。
海で安全にマリンレジャーを楽しむために次のことを守りましょう。

- 海へ行く前にその日の気象海象をチェック
- 釣り中や船に乗る際はライフジャケットを常時着用
- 携帯電話等の連絡手段の確保
- 海水浴場以外の一般海岸や遊泳禁止区域等では泳がない
- プレジャーボートに乗る際は発航前検査の確実な実施
- SUPやカヌー等に乗る際は基本的な知識・技能を身につける



事故に遭ってしまった、または事故を見かけた場合は海上保安庁直通の緊急ダイヤル「118」番、
「海のもしものは118番」にご連絡ください。

お問い合わせ 稚内海上保安部 交通課 (0162-24-8810)

海上保安庁では、令和7年4月採用の 職員（海上保安学校学生）を募集します。

受付期間

インターネット：7月16日（火）～7月25日（木）

試験日程

第一次試験：9月22日（日）

受験資格

令和6年4月1日において高等学校を卒業した日の翌日から
起算して12年を経過していない者及び令和7年3月までに
高等学校を卒業する見込みの者

海上保安庁職員採用の ホームページアドレス及びQRコード

<https://www.kaiho.mlit.go.jp/recruitment/>



問い合わせ

詳細については、稚内海上保安部管理課
（TEL：0162-22-0118）まで
お問い合わせください。



海上保安庁シンボルマスコット
「うみまる」